

平成24年2月14日
北海道開発局

パブリックコメントの結果について (天塩川流域)

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見

(2) 募集期間：平成23年6月10日（金）～7月11日（月）（必着）

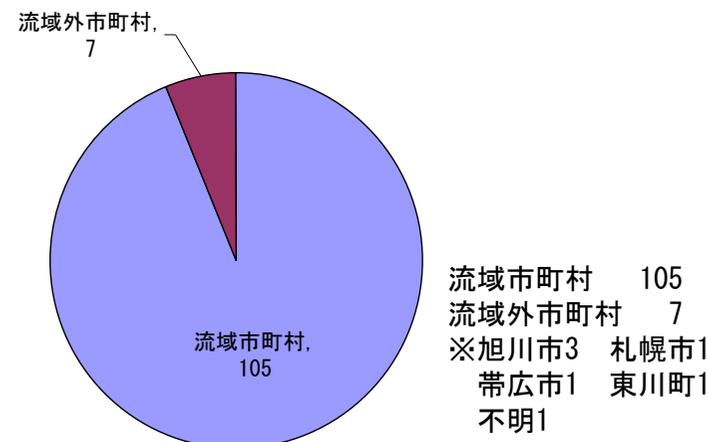
(3) 提出方法：郵送、FAX、電子メールのいずれか

2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：112（個人109、組織3）

(2) 意見概要：

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
 - ・具体的な治水対策案のご提案は無かった。
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見
 - ・治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の各対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方

本資料は、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。
なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。
また、「サンルダムの検証に係る検討に関する意見募集について」において、無効とすることをお知らせしている意見については、検討主体の考え方を示していません。

国土交通省北海道開発局

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な治水対策案の立案について】		
	該当無し	
【複数の治水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
治 01	<p>河川整備計画における名寄川の目標流量について</p> <p>・ダム建設の予定のない天塩川本流名寄大橋の目標流量は実績最大値の1.06倍なのに対して、サンルダムを建設する名寄川真勲別の目標流量は実績最大値の1.35倍になっており、恣意的に決められたと推測している。名寄川真勲別の目標流量は実績最大値の1200m³/sでよいと考える。</p>	<p>・天塩川水系河川整備計画における名寄川等の目標流量は、河川法施行令第十条の規定に基づき、過去の主要な洪水の状況に加え、当該地域の開発の状況等を総合的に考慮して設定しています。</p> <p>・具体的には、天塩川本川の菅平基準点の目標流量を、戦後最大規模の昭和56年8月降雨により発生する洪水流量から4,400m³/sと設定しています。また、菅平基準点の流量が同じ4,400m³/sでも、流域での雨の降り方によって天塩川本川上流部や名寄川等の支川の流量は異なることから、過去の主要な洪水における降雨パターンを比較し、洪水被害が最も大きくなる降雨パターンである昭和48年8月型を採用して、名寄川真勲別地点の目標流量を1,500m³/sとしています。</p> <p>・上記の内容の詳細については、第14回天塩川流域委員会(平成18年5月30日開催)において示しており、同委員会の配付資料は北海道開発局旭川開発建設部のホームページに掲載しています。また、同資料について、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3」にも示しています。</p> <p>(参考)第14回天塩川流域委員会資料 天塩川の河川整備に関して寄せられたご意見について(P.2～P.5) http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/iken_kihont.html</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 02	<p>サンルダムの治水効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンルダムの効果は下流にいくほど見られなくなるはずだが、中川町付近までの80km近くの間、水位低減効果が約40cm(音威子府付近で特異的に70cm)を維持しているのは考えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダムによる水位低減効果については、学識経験者から意見を聴く第14回天塩川流域委員会(平成18年5月30日開催)にて「天塩川の河川整備計画に関して寄せられた意見について」として北海道開発局の基本的な考え方を示しています。サンルダムは縦断的に水位低減効果を発揮することを計算で確認しているところですが、上流から下流に向け水位低減効果は小さくなる傾向の中で、音威子府付近は下流が狭窄部であるため水位低減効果が大きくなっています。 ・なお、第14回天塩川流域委員会の配付資料は、北海道開発局旭川開発建設部のホームページに掲載しています。また、同資料について、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3」にも示しています。 <p>(参考)第14回天塩川流域委員会資料 天塩川の河川整備に関して寄せられたご意見について(P.10～P.13) http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/iken_kihont.html</p>
治 03 等	<p>「サンルダムを含む治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンルダム建設は河川環境に重大な影響を及ぼし、極めて重要なサクラマス資源に壊滅的な影響を与える。 ・関係者、関係機関との調整も進んでおり、地元要望も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・サンルダム建設によるサクラマスへの影響については「サクラマス等、魚類の遡上・降下への影響が懸念されることから、魚道の設置等の保全措置を講ずる必要がある」と考えており、このことについて評価軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」において評価しています。 ・サンルダムの関係者等との調整の状況については、評価軸「実現性」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 04 等	<p>概略評価により棄却した「サンルダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防のかさ上げについては、橋の架け替えなどがあり、工事にかなりの年数がかかり、工事費も高くなると思われるので現実的とは思えない。 ・放水路については、工事期間や費用の面から現実的な代替案とは考えられない。 ・岩尾内ダムの利水容量を買い上げることを含んだ案は、極めて非現実的かつ地域の実情を理解していないものであり、到底認めることはできない。 ・水田への貯留は営農に及ぼす影響が大きく代替案としては、不相当だと思う。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「治水対策案が多い場合には、(略)概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・「サンルダムを含まない治水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された26の方策を適用性などを考慮して組み合わせて15の案を立案しており、これらの案のうち、「堤防のかさ上げ」、「放水路」、「岩尾内ダムの利水容量買い上げ」または「水田等の保全(機能向上)」を含む治水対策案については、コストまたは実現性の観点から全て棄却しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 05	<p>概略評価により抽出した「サンルダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊水地」や「引堤」案は、地元関係者への負担が大きく首長以下地権者も反対している。 ・引堤や遊水地の整備については農地がつぶれ地域への経済的な影響が大きすぎる。 ・雨水を貯留するような方法は、実施する際の不確実な要素が多く、代替案としては不相当と思われる。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)4)持続性(略)6)地域社会への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「引堤」や「遊水地」の整備に必要な土地所有者等の協力の見通し及び農地への影響については、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」及び評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において評価しています。 ・また、「雨水貯留施設」を整備して効果を持続するために必要な施設管理者との調整については、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」及び評価軸「持続性」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。
治 06	<p>治水対策案の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天塩川流域で生活する人々や産業、文化、自然環境を第1に考えながらスピード感ある施策を実行すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・これに基づきサンルダム事業の検証に係る検討においても、予断無く幅広い方策を組み合わせる治水対策を立案した上で、地域社会への影響、環境への影響を含む7つの評価軸で評価を行っており、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。 ・また、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 07	<p>河道の掘削について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム＋河道改修」では河道改修で、「河道掘削」では河道掘削としている理由は何か。両方とも河道掘削でよいのではないか。 ・「ダム＋河道改修案」(A案)と「河道掘削案」(B案)の掘削区間から判断して、B案の掘削量が天塩川でA案の1.5倍、名寄川でA案の2倍以上になるとは到底思えない。 	<p>・「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料2」において、治水対策案の「ダム＋河道改修」(以下、本欄において「ダム案」という。)の「河道改修」は、河道の掘削、河道内樹木の伐採、堤防の整備等を総称して「河道改修」と表記しています。一方、同資料において、治水対策案の「河道掘削」(以下、本欄において「河道掘削案」という。)の「河道掘削」は、上記の「河道改修」に加えてサンルダムの代替として実施する主な方策として「河道掘削」と表記しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、上記のことを明確にするため、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1」において、各治水対策案に含まれる方策について再度整理して示すとともに、各治水対策案の記載方法を一部修正しています。</p> <p>・また、第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場で提示した掘削区間及び掘削土量については、河川整備計画で想定している目標と同程度の安全度が確保できるよう掘削区間と掘削断面を設定し、算出しています。同じ掘削箇所の断面で比較すると、ダム案よりも河道掘削案の方が河道を流れる流量が大きいため、河道掘削案の方が河道の掘削量が多くなっております。そのため、ダム案と河道掘削案を比較した場合、河道の掘削区間の延長の比よりも、掘削量の比の方が大きくなっております。</p>
治 08	<p>関係地方公共団体からなる検討の場の構成員のご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討の場において、サンルダムの効果が小さい自治体の首長が治水のためにサンルダムが必要と訴えている一方で、治水効果が期待出来る自治体の首長はもっぱら水道水のことを強調しており、地元の要望でダムを作るという根拠は失われていると思われるが、開発局の認識を聞きたい。 ・サンルダムは、下流で生活されている名寄市をはじめとする天塩川流域の11自治体がダム凍結早期解除を望んでいるところである。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、これに基づき「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して検討を行っています。</p> <p>・検討主体である北海道開発局としては、引き続き、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において検討内容の認識を深めつつ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行って参ります。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 09	<p>サンルダム賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名寄川の不十分な堤防の強化と、河道掘削の治水対策でよいと考える。ダムなし・河道掘削案を望む。 ・サンルダム建設の早期実現を強く求める。 ・ダム本体工事のみが残されている状態で、工事を白紙に戻すということは考えられない。 ・今まで何年もかけて議論し、折角まとめた計画をこれ以上先延ばしにしないで、現在の計画を早く進めるべき。 ・代替え案はどれを見ても、時間も金もかかり、早期に安全安心を待ち望む者としては現在の計画を推進すべきと考える。 ・コスト重視であれば、「ダム＋河道改修」が最良であることが明確である。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のサンルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
治 10	<p>地域のダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剣淵町は平成21年度に西岡ダムが完成し、洪水が発生しなくなったことで農作物への被害、民家の被害が心配いらなくなり、町民も大変喜んでいいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な新規利水対策案のご提案】		
	該当無し	
【複数の新規利水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
利 01	<p>必要な開発量の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下川町はあらたに130m3／日を必要と述べていますが、余剰がある状態なので新たにサンルダムからの水道水を必要とする根拠はない。 ・名寄市の20%前後の漏水率の改善(これはいずれにしても行わなければならない)を講じればダムに依存しなくても済む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である北海道開発局は、サンルダムの利水参画者である名寄市、下川町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。 ・下川町の必要な開発量は下川町「第5期総合計画」の定住人口、近年の実績等をもとにし、水道施設設計指針に沿って算出されていることを確認しています。 ・名寄市上水道の漏水については、名寄市において今後も老朽管の更新や管路維持に力を注ぎ、現状の80%程度の有効率を、水道事業計画の目標において有効率90%まで改善することを見込んでいることを確認しています。 ・上記の内容については、「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 02 等	<p>概略検討により棄却したサンルダム以外の新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水淡水化や水系間導水などがありますが、広大な天塩川流域では現実離れしている案が多いと感じる。 ・ダムと地下水以外の対策案は検討のための検討をしているとしか思えない。 ・忠烈布ダム等を利用する案や海水を淡水にする案は、コストが高く実現性に乏しいため、代替案になっていない。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせることで検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。</p> <p>・これに基づき、「サンルダム以外の新規利水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性などを考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案し、概略検討において、「海水淡水化案」、「水系間導水案」、「ダム再開発案」等6案はコスト、実現性の観点から棄却しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2」に示しています。</p>
利 03 等	<p>概略検討により抽出したサンルダム以外の新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水利用の代替案は、地盤沈下や水質の問題など考えられ、適当とは思わない。 ・地下水についても、安定供給と水質に課題があり、地下水位低下などの影響も未知数で費用も高く、自治体や地元を無視した計画である。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせることで検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)4)持続性(略)5)地域社会への影響(略)6)環境への影響」と規定されています。</p> <p>・これに基づき、「サンルダム以外の新規利水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性などを考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案しました。</p> <p>・概略検討においてコスト、実現性の観点から「地下水取水案」など4案を抽出し、コスト、水質、安定供給、地下水位低下、地盤沈下等への影響について、評価軸「目標」の「どのような水質の用水が得られるか」、評価軸「コスト」、評価軸「持続性」の「将来にわたって持続可能といえるか」、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か、地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」及び評価軸「環境への影響」の「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 4-2、5-2」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 04	<p>既得水利権を転用する等の新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利権の振り替えは、現況水利権でも不足している中、関係利水者との調整はきわめて困難で費用も掛かる。現実には無理と思う。 ・従来自衛隊が有していた天塩川の水利権を用いた天塩川からの給水や少量の地下水取水などによる対策を講じればダムに依存しなくて良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方を組み合わせ検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。 ・これに基づき、「サンルダム以外の新規利水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性などを考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案しました。 ・既得水利の合理化・転用については、概略検討において関係する事業者に既得水利の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、現時点では、これらの見込みがないことを確認しておりますが、自衛隊が有している水利権については今後転用できる可能性がありますので、必要とする開発水量の不足分を地下水で取水することとし、「既得水利権の転用+地下水取水案」として評価軸ごとの評価を行っています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-2」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 05	<p>発電事業への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替案はダム発電への影響を与える場合がある。影響の「有無」についての比較検討を追加すべき。 ・東日本大震災や原発関連の被害を思うと、ダム電力も重要なエネルギー施策になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダムには、発電事業が参画していますが、この参画については、ほくでんエコエナジー株式会社からの申請に基づき行われているものです。この発電は、発電専用の貯水容量を持たずに、他の水利利用等の目的で放流する水を利用して行われるいわゆる「従属発電」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等については(略)目的に応じた検討を行う。」と規定されています。サンルダムの発電は「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、これに基づき、サンルダムの従属発電は目的別の検討の対象とせずに検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水の対策のあり方について中間とりまとめ(案)」に関する意見募集の結果について」として同年9月に公表されています。そこでは「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との有識者会議の考え方が示されています。 ・この考え方に沿って、サンルダムの従属発電については、新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。 ・なお、概略検討において利水参画者であるほくでんエコエナジー株式会社に新規利水対策案について意見聴取したところ、「提示された複数の利水対策案については、いずれも現計画と同様の発電出力および発電電力量を得ることが難しいことから容認できるものではない」との意見を頂いております。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2、5-3、参考資料2」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 06 等	<p>サンルダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水と共に現ダム計画案を推進し、早期に安定供給体制の確立により地域発展し、安心して暮らせるようになることを望む。 ・確実に取水が出来、一番安く早く出来る現在の計画が妥当と思う。 ・現在のダムによる計画以外では、時間も金もかかり、住民負担が増えることが心配がある。 ・いずれの対案もダム事業に要する経費を大きく上まわっているため、仮にそのような方法を取った場合、課題解決は「不可能」と考えらえる。 ・水利権をたてにダム建設を強要する国土交通省の対応を改善すべき。現在の人口の推移を考えれば長期的に水道水利用が減少するのは明らか。一時的なことのためにダム建設を推進することは考え直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・名寄市及び下川町の新規開発水量については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、開発量として何m³/s必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているか確認の上、その量を確保することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき、名寄市及び下川町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。この内容については、「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。 ・なお出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
利 07	<p>地域のダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西岡ダムの完成により、水不足が解消され、各地域で運営している水道組合にも供給が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。
【具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案】		
	該当無し	

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
流 01	<p>流水の正常な機能の維持の必要性について</p> <p>・渇水時に主としてサケやサクラマス産卵が損なわれないようにすることを目的としているが、ダムがない現在でも渇水年にサクラマスなどが減少したという報告はない。また、サンル川にダムができればサクラマスが激減する。ダムは生き物を守る環境保全の効果をもつのではなく、河川の正常な機能を失わせるもの。このような流水の正常な機能の維持を目的としたサンルダムはまったく不要。</p>	<p>・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことを言います。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・天塩川水系河川整備計画では、サケやサクラマス産卵等を含む動植物の生息・生育環境の保全や、流水の清潔の保持等を考慮して「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を真動別地点でかんがい期最大概ね6.0m³/s、非かんがい期概ね5.5m³/sと設定されており、これを達成する対策案を立案しています。</p> <p>・サンルダムの建設によるサクラマスへの影響については、評価軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-3」に示しています。</p>

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流 02	<p>河道外貯留施設、ダム再開発案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム再開発案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 ・河道外貯留は計画ダム予定地内にため池(貯水池)を作る案(約470億円)で、ダム事業費(約250億円)の1.7倍もの費用を掛ける案は論外である。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されています。 ・これに基づき、サンルダム建設事業の検証に係る検討においても、サンルダム以外の流水の正常な機能の維持対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性などを考慮して河道外貯留施設、ダム再開発など4案を立案しました。 ・概略検討においてコスト、実現性の観点から抽出した「河道外貯留施設案」「ダム再開発案」の費用、関係者との調整については、評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」及び評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-3、5-3」に示しています。
流 03	<p>水系間導水案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系間導水案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 ・水系間導水は既往の利水者や関係機関の反発のみならず、費用対効果からも疑問で絵に描いた餅。 ・雨竜発電所からの導水の活用は、発電効率から常時通水していないため、必要な時に必要な水の通水は困難である。(可能にするには減電補償が追加になる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「水系間導水案」の費用、関係者との調整については、評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」及び評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において評価しています。 ・水系間導水については、現状において、雨竜発電所から常時通水されていないことから、調整池を設けて発電に支障を与えない対策案を立案しています。そのため、減電補償については発生しないものと考えています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-3」に示しています。

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流 04	<p>既得水利の合理化・転用による対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得水利の合理化・転用は、可能であればとつくに検討しているはずで、それが出来ないから現計画になったもの(夏場の渇水は顕著である。) ・既得水利の合理化・転用案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・既得水利の合理化・転用については、概略検討において関係する事業者に既得水利の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、現時点では、これらの見込みがないことを確認しています。 ・このことから、「既得水利の合理化・転用案」については、概略検討において実現性の観点から棄却しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-3」に示しています。
流 05	<p>流水の正常な機能の維持の便益について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持は効果を計算できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な機能の維持」の便益は、既得用水の安定確保や河川環境の改善など、その効用を数値化することが困難なものであり、一般的にダムの「流水の正常な機能の維持」の便益については、代替法を標準に算定されています。
流 06	<p>サンルダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何度も同じ検討がされている。地域住民の願いは早期ダム完成。 ・事業の早期実現の必要性、経費の最小化、実現性、住民賛同を考えれば、ダム事業が最も効果的であることは明らか。 ・費用、時間、関係者との調整を考えると、ダムが現実的。 ・用地買収と家屋移転が完了し、環境整備も進行中で、費用面も他の案と比べて少額であり、また、治水・利水の対策も十分であり、クリーンエネルギーとしての水力発電を完備することにより、総合的に判断して、現行のサンルダム計画案が最良と考える。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。